

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化などから、地域において個人や世帯を取り巻く生活課題はますます複合化、多様化しています。こうした生活課題に対応し、地域福祉を一層推進するため、第4期計画を策定するものです。

3 計画の期間

令和3年度から令和8年度までの6年間

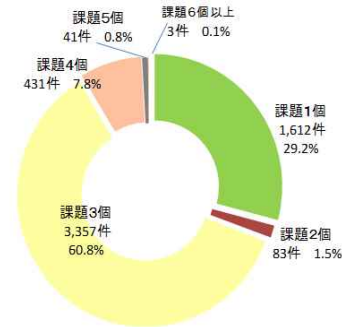
第2章 地域福祉を取り巻く状況と課題

1 地域福祉を取り巻く社会状況

少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化などから、地域の生活課題は、介護、育児、就労、住まい、家族関係、生活困窮などの複数の分野にまたがり「複合化」し、雇用形態やライフスタイルの変化から「多様化」しており、課題解決が困難な事案が増加しています。

【新規相談者の抱える課題数】

○ 新規相談者の約7割2個以上の課題を抱えています。（課題の複合化）



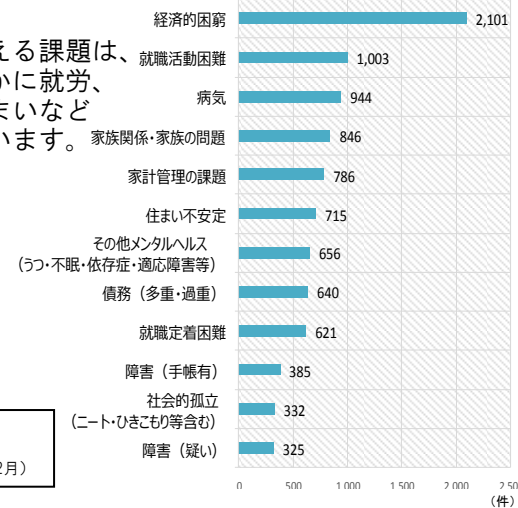
2 計画の位置付け

・社会福祉法第108条の規定に基づく、県内市町の地域福祉計画の達成や地域福祉の推進に関する取組を広域的な見地から支援するための計画。

・本県の地域福祉の施策の方向性を示す計画であり、高齢者、障害者、児童などの福祉に関し、共通して取り組むべき事項や市町の包括的支援体制構築の支援に係る事項などについて、地域福祉の視点から分野横断的に定める計画。

【新規相談者の抱える課題領域（上位12項目）】

○ 新規相談者の抱える課題は、経済的困窮のほかに就労、病気、家族、住まいなど多岐にわたっています。（課題の多様化）



新規相談件数
5,527件
(令和元年1月～12月)

統計：静岡県内の自立相談支援機関における新規相談件数（令和元年1月～12月集計）

2 地域福祉を取り巻く現状と課題

- 少子高齢化の進行、家族構成の変化、人口の減少
- 家庭環境や就労環境の変化
- 地域のつながりの希薄化

- 地域の生活課題の多様化・複合化
- 活動の担い手の高齢化や人材の不足
- 災害、防犯への対応

- 複合課題、制度の狭間の課題などへの対応
- 福祉・介護人材の確保
- セーフティネットの整備、社会的孤立への対応

第3章 計画の基本的考え方

<基本理念>

個性や多様性を尊重し認め合い、一人ひとりが役割や生きがいを持って、地域を共に創る共生の“ふじのくに”づくり

<基本目標：目指すべき地域社会の将来像>

一人ひとりが主体的に地域づくりに参画し、人と人、人と社会がつながる孤立しない地域共生社会

<施策の方向>（大柱）

- I 共生の意識づくり
- II 共生の地域づくり
- III 福祉の基盤づくり

<施策の方向>

- ・個性や多様性を尊重し、地域で共に支え合い、地域を共に創る「地域共生」の意識の醸成を図る。
- ・学校、家庭、地域等が連携して、地域で暮らす多様な人との触れ合いや交流などの体験を通じ、幼少期からの福祉教育を推進する。
- ・障害の有無や年齢などによって、「支える側」と「支えられる側」に固定せず、誰もが役割や生きがいを持って、地域づくりに参加し、地域全体で人と人が支え合う仕組みを創る。
- ・様々な生活課題の解決のため、福祉分野を超えて多分野との連携や協働による地域づくりを推進する。
- ・包括的な相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援などの一体的な取組を推進し、市町の包括的支援体制の構築を図る。
- ・福祉・介護人材の確保と福祉サービスの適切な利用の推進を図る。

第4章 施策の推進

施策体系（大柱・中柱）

I 共生の意識づくり

- 1 「地域共生」の意識の醸成
- 2 家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進
- 3 学校における福祉教育の推進

II 共生の地域づくり

- 1 住民の地域活動への参加・交流の促進
- 2 多様な主体による双方向型の地域活動の推進
- 3 ユニバーサルデザインと福祉のまちづくりの推進
- 4 新しい生活様式を踏まえた防災・防犯の地域づくりの推進

III 福祉の基盤づくり

- 1 包括的な支援体制構築の推進
- 2 希望や自立につなぐセーフティネットの整備
- 3 権利擁護の推進
- 4 福祉サービスを担う人材の養成・確保
- 5 福祉サービスの適切な利用の推進と質の一層の向上

改正・重点ポイント

○ 社会福祉法改正を踏まえ、複合化、多様化する地域の生活課題に対応するため、多様な主体が分野を超えて連携し、地域全体で課題解決に向けて取り組むことができるよう施策を展開する。

● 基本目標の達成に向けて、大柱Iを「共生の意識づくり」に見直し、地域共生の意識醸成のための啓発や幼少期からの体験を通じた福祉教育を推進する。

● 「双方向型」による支え合いの下、地域の生活課題の解決に向けた取組が促進されるよう、多様な人々が集う居場所等の場の整備や住民等の地域活動への参加・交流の促進など、地域力の強化を図るための施策を推進する。

● 大規模災害への備えや犯罪の未然防止に向けた取組を強化し、コロナ禍においても、誰一人取り残さない安全・安心な地域社会を目指す。

● 分野や属性に関わらず、個人や世帯の抱える様々な相談を受け止め、課題解決に必要な支援が包括的に提供されるよう、「包括的な支援体制構築の推進」を新設し、市町の体制構築を支援する。

第5章 計画の推進

推進体制

庁内関係部局で組織する「静岡県地域福祉支援計画策定・推進本部」を中心に数値目標等を基準に施策の成果や進捗状況を定期的に調査、分析、評価し、必要に応じて計画を見直します。

主な数値目標

		基準値	目標値			基準値	目標値		
I	成果指標	誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合	49.5% (H28)	75% (R3)	III	成果指標	包括的相談支援体制の整備を行った市町数	11市町 (R1)	35市町 (R6)
	活動指標	人権啓発講座等参加人数	29,320人 (R1)	30,000人 (毎年度)		活動指標	成年後見制度利用促進研修参加人数	871人 (R1)	900人 (毎年度)
		「共生・共育」の推進に向け、居住地域での交流を実施した児童生徒の数	851人 (R1)	1,400人 (R6)			社会福祉人材センターにおける就職者数	841人 (R1)	1,000人 (毎年度)
II	成果指標	県民の地域活動への参加状況	85.5% (R1)	87%以上 (毎年度)					
	活動指標	地域福祉コーディネーターの養成者数	30人 (毎年度)	30人 (毎年度)					
		「通いの場」設置数	4,226箇所 (R1)	5,500箇所 (R5)					

